

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	藤間秀平
登録番号又は法人番号	7 8 1 8 0 3 2 2
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	新潟県新発田市大字八幡新田 859
処分年月日	令和 7 年 4 月 2 5 日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	長期会費滞納 新潟県行政書士会会則第 2 1 条による納付すべき会費を正当な理由なく長期間滞納した。 よって、行政書士法第 1 3 条に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	新潟県行政書士会会則第 2 2 条（会費滞納者に対する処分の手続） 新潟県行政書士会会則第 9 2 条（会員の処分） 新潟県行政書士会会則第 9 3 条（個人会員の処分の種類）